

## 平成 27 年度青森市地域密着型サービス事業者の二次審査の選考に関する考え方(案)

## 1. 第 1 回運営審議会での二次審査に関する主な意見について

- ①採点基準にある評価点数を細分化したほうがよいのではないか。
- ②最高点と最低点を除外するとしたら、審査委員が 5 人出席の場合、3 人となることも想定され少数のみの意見になる可能性があるため、ほかの方法がよいのではないか。
- ③一次審査の基準をクリアしていれば二次審査候補者となることを踏まえ、二次審査となるプレゼンテーションの配点を見直してはどうか。

## 2. 二次審査の評価見直し等の修正案

## (1) 配点の見直し及び採点基準の細分化について

## 業務提案 (プレゼンテーション)

これまでプレゼンテーション全体で 5 段階評価であったものを、一次評価の選考基準の中から委員が重要と思われる項目をいくつか選択していただくなど、評価の項目を設け、項目ごとに配点し、採点を 1 点刻みとする。

配点は、100 点の配点を項目数で除し、項目ごとに配点、評価を行うものとする。なお、質問数で割り切れない場合は、配点を調整するものとする。

## 質疑応答

質疑応答全体で評価していたものから、100 点の配点を質問数で除し質問ごとに配点、評価を行うものとする。なお、質問数で割り切れない場合は、配点を調整するものとする。

- ※具体例 5 項目の場合  $100 \text{ 点} / 5 \text{ 項目} = 20 \text{ 点配点}$   
 6 項目の場合  $100 \text{ 点} / 6 \text{ 項目} = 16.6 \text{ 点}$ と割り切れないことから、1 問を 15 点配点し、 $15 \text{ 点} \times 6 \text{ 項目} = 90 \text{ 点}$ 、残り 10 点を委員の自由な視点から評価する。

## 【採点基準例】

配点	
20 点	
15 点	
10 点	

## (2) 最高点・最低点の除外について

人数が少ない場合の課題や配点の見直し及び採点基準を細分化することで委員の意見がより反映されやすくなることから最高点・最低点の除外を行わないこととし、これまでどおり委員が採点した点数の平均点で評価を行うものとする。

## (3) 選考方法（二次審査選考の最低点）について

配点の見直しにより、50点が必ずしも採点基準の普通（標準）にならない場合があることから、以下のとおり変更し、業務提案（プレゼンテーション）と質疑応答とも項目ごとの採点基準の普通（標準）にあたる点数を足しあげた点数から確保が必要な点数を算出する。

### 【変更前】

○二次審査の結果を踏まえて順位付けを行い、50点以上を確保した順位1位の者を選考

### 【変更後】

○二次審査の結果を踏まえて順位付けを行い、普通（標準）の点数以上を確保した順位1位（小規模多機能型居宅介護は3位まで）の者を選考

### ※具体例

○業務提案（プレゼンテーション）5項目、質疑応答6項目の場合

- ・業務提案（プレゼンテーション）は100点/5項目=20点配点  
20点の採点基準の普通（標準）点数は10点、10点×5項目=50点
- ・質疑応答は100点/6項目=16.6点のため1問を15点配点とし、残り10点を委員の自由な視点から評価するとした場合、15点の採点基準の普通（標準）点数は8点のため8点×6項目=48点、10点の普通（標準）点数は5点のため48点+5点=53点
- ・業務提案（プレゼンテーション）の50点と質疑応答の53点の平均点である51.5点を確保が必要な最低点数とする。